

○大府市工事入札参加者指名要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号）第5条、第20条、第21条、第22条及び第24条の規定に基づき、指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(建設工事の等級区分)

第2条 建設工事の種類で、土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、管・水道施設工事、とび・土工工事及びその他の業種工事は、別に定めた発注基準による等級とする。

(指名基準)

第3条 入札に関する事務を統括する課等の長は、建設工事について指名競争に付そうとするときは、別に定める当該工事の格付基準及び発注基準の等級に属する有資格者で、建設省計画局長通知（昭和47年3月18日付建設省建発第46号）に定める建設工事の種類に対応する業者の中から指名するものとする。

2 前条に規定する各工事については、別に定める発注基準により、それぞれの等級に対応する業者の中から指名するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、競争に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないよう適正に業者を選定しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 工事成績及び手持工事の状況
- (3) 当該工事に対する地理的条件
- (4) 当該工事施工についての技術的適性
- (5) 経営状況及び信用状況
- (6) 安全管理及び労働福祉の状況

(指名基準の特例)

第4条 建設工事が次の各号のいずれかに該当するときは、等級にかかわらず、業者を指名することができる。

- (1) 災害復旧工事などで緊急又は短期間で施工し完了する必要があるもの
- (2) 特定の機械又は技術を必要とするもの
- (3) 特異工事
- (4) その他特に必要があると認めるもの

(発注工事の設計業務に関連する業者の指名)

第5条 発注工事の実施設計受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面等において関連があると認められる業者は原則として指名しないものとする。

(随意契約の指名)

第6条 随意契約者の選定は、随意契約の理由その他の条件を勘案し、適正な業者を指名するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。